

令和4年 中間市農業委員会総会（6月）議事録

1. 開催日時 令和4年6月10日（金） 10時00分開始
10時26分閉会
2. 開催場所 中間市地域交流センター 2階 第1会議室
3. 出席委員 6名
会長 柴田 功 1番 白橋 宏 2番 井上俊子
3番 牧野謙二 4番 日高誠司 5番 貞末 照
4. 推進委員 3名
田中久光 丸山政和 日高靖
5. 傍聴者 0名
6. 事務局 4名
平川事務局長 池本係長 坂本 熊井
7. 議事日程について
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について（相続）
報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について（転用）
報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（転用）

【議事内容】

柴田議長： 只今の出席委員は、6名で委員定数の過半数に達しております。よって、令和4年6月の農業委員会は、成立致しました。それでは、本日の会議を始めたいと思います。本日の日程は、お手元の議案書の要領で進行致しますのでよろしくお願いいたします。報告について議題と致します。報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について（相続）」を議題といたします。提案理由の説明をお願い致します。

事務局： はい、資料の1ページ目をお開きください。報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について（相続）」こちらは相続による所有権移転の届出となっております。それでは、説明いたします。
権利を取得した者として届出があった者。住所中間市大字上底井野。届出に係る土地の所在地中間市大字上底井野字西口4筆、同じく、上底井野字砂田

の5件届出が提出されております。説明は以上です。

柴田議長： こちらの案件につきましては、今日欠席の花田委員の案件です。
はい、ただいま説明がありましたが、本件について皆さん何かご意見、ご質問等はありませんでしょうか。
意見がないようですので、報告第1号を終わりたいと思います。
続きまして報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について(転用)」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

事務局： はい、資料3ページ目をお開きください。こちらは、「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について(転用)」の届出となっており、所有者はそのまま、地目を変更するための届出となっております。市が所有している農地を一般競争入札にて公売する予定の届出がなされております。それでは説明に入ります。

農地の所在地中間市大字上底井野字御座ノ瀬。蓮花寺三丁目2筆。申請人、中間市。住所中間市中間一丁目1番1号。転用目的は、一般競争入札にて公売予定であり、市街化区域内農地のため、届出のみとなっております。写真及び位置図については、4ページと5ページに載せておりますので、ご確認をお願いします。説明は以上です。

柴田議長： はい。ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問はありませんでしょうか。
意見がないようですので報告第2号を終わりたいと思います。
続きまして報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(転用)」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

事務局： 資料8ページ目をお開きください。「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(転用)」です。こちらは、所有権移転に伴う地目の変更の届出となっております。今回6件届出が提出されておりますので、ご説明いたします。

農地の所在地中間市蓮花寺二丁目。面積328㎡。譲渡人。住所中間市太賀一丁目。譲受人。住所北九州市八幡西区下上津役四丁目。転用目的は、一般個人住宅となっております。こちらの写真及び位置図については、10ページに載せておりますのでご確認をお願いします。

続きまして、2件目です。資料8ページ目をお開きください。農地の所在地中間市蓮花寺二丁目。面積68㎡。譲渡人。住所中間市太賀一丁目。譲受人。住

所中間市太賀一丁目。転用目的は、道路となっております。こちらの写真及び位置図については、10ページをお開きください。こちらの転用につきましては、譲受人の畑が赤枠で囲ってある上にあることで、今回転用で一般住宅を建てる場合に出入口がふさがることになります。その関係で分筆をして個人住宅を建てる分と、2番目の譲受人が通路として使う分の2件の転用が提出されております。

続きまして3件目です。資料8ページ目をお開きください。農地の所在地中間市浄花町。面積308㎡。譲渡人。住所熊本市中央区出水六丁目。譲受人。住所中間市深坂二丁目。転用目的は、一般個人住宅となっております。こちらの写真及び地図については、11ページ目に載せておりますので、ご確認をお願いします。

続きまして4件目です。資料9ページ目をお開きください。農地の所在地中間市長津三丁目。面積381㎡。譲渡人。住所中間市岩瀬四丁目。譲受人。住所北九州市八幡西区。転用目的は、露天資材置場となっております。こちらの写真及び位置図については、12ページ目に載せておりますので、ご確認をお願いします。

続きまして、5件目です。資料9ページ目をお開きください。農地の所在地中間市長津三丁目。面積969㎡。譲渡人。住所中間市岩瀬一丁目。譲受人。住所中間市岩瀬三丁目。転用目的は一般個人住宅となっております。こちらの写真及び位置図については、13ページ目に載せておりますので、ご確認をお願いします。

最後に6件目です。資料9ページ目をお開きください。農地の所在地中間市中間四丁目。面積566㎡。同じく、中間四丁目。面積623㎡。譲渡人。住所中間市中央一丁目。譲受人。住所中間市中間一丁目。転用目的は、露天駐車場となっております。こちらの写真及び位置図については、14ページ目に載せておりますので、ご確認をお願いします。

柴田議長：はい。ただいま説明がありましたが、本件について何かご意見、ご質問等ありませんでしょうか。

意見がないようですので、報告第3号を終わりたいと思います。続きまして、「その他について」を議題といたします。事務局ありませんか。

事務局：その他① 転作について

その他② 農地パトロールについて

柴田議長：他にご意見がないようですので、以上で「その他について」を終わります。

次に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第9条により議長において牧野委員と日高誠司委員をお願い致します。

以上をもって全日程を終了致しましたので、本日の会議を閉会致します。どうもお疲れさまでした。

議事録署名委員

牧野 謙二

日高 誠司